

# 違法コピーの代償

1999年5月:東京リーガルマインド(LEC)が、校舎内の136台のパソコンにおいて、Microsoft,Apple,Adobeのソフトを違法コピー(計545コピー)して使用していることが調査(証拠保全手続)により発覚

2000年4月:Microsoft Apple Adobeは、LECに対して損害賠償(約1億1,500万円)を求める民事訴訟を提訴

和解交渉進めるも、損害賠償に関して折り合わず

## LECの主張

違法コピーのソフトは全て削除し、正規品を新たに購入したので損害賠償する必要はない(一旦、正規に購入されたソフトは永久に使用できるものであるから、過去の不正コピーによる使用分も遡ってカバーされる)

## Microsoft Apple Adobeの主張

ソフト業界に於いては、権利者が過去の違法行為に対して損害賠償を求める場合は、正規品小売価格の2倍以上の格差を付けることが当たり前

# 違法コピーの代償



**2001年**5月16日：東京地裁判決

不正コピーが発覚した後に正規品を購入すれば、損害賠償をする必要はないとのLECの主張を全面的に否定し、約8500万円の支払いを命じる

・著作権侵害行為は複製したことによって成立し、これにより、被告（LEC）は複製品の使用を中止すべき不作為義務を負うと共に、原告らに与えた損害を賠償すべき義務を負う。即ち、原告らの受けた損害額は、被告がプログラムを違法に複製した時点において既に確定したものである。

・その後、被告は原告らから違法複製品の使用の中止を求められ、引き続いて使用するために正規品を購入しているが、この行為は不法行為と別個独立して評価されるべき利用者としての自由意志に基づく行為にすぎず、これによって、既に確定した損害賠償の義務が消滅するものではない。

・損害額は、違法コピーしたプログラムの数に正規品1個当たりの小売価格を乗じた額とする

**2002年**12月：控訴審において、東京高裁の和解勧告を受け入れて両者和解（和解の内容及び経緯は公表されず）